

蒲 監 第 84 号  
平成29年10月20日

請 求 人 様

蒲郡市監査委員 草 次 英 夫

同 大 岩 敏 郎

同 青 山 義 明

蒲郡市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成29年8月21日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

(省 略)

2 請求のあった日

平成29年8月21日

### 3 請求の内容

請求人から提出された蒲郡市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置請求を次のとおり解した。

#### (1) 請求の要旨

平成29年4月1日付けで、蒲郡観光協会（以下「協会」という。）から提出された、蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金（以下「助成金」という。）の交付申請書（交付申請額6,231千円）に対し、提出日当日である同年4月3日に、緊急案件として、支出負担行為決議書が決裁され、同日、助成金交付決定通知書が交付された。

また、同年5月23日付けで協会から提出された請求書（助成金前期分300万円）に基づき、緊急案件として、提出日当日に部分払い（前払い）の支出命令書が決裁され、同年6月6日に協会に振り込まれた。

助成金の交付決定は、不備な事業計画、収支予算書に基づいており、また、支出命令書の決裁についても、前払いが必要とされる理由、使途の提示がされていない。蒲郡市補助金等交付規則に反し、合理的理由がないにもかかわらず、緊急案件として即日、決裁がなされており、専決権の範囲逸脱、濫用である。

このような不適正な専決権行使は協会への優遇対応であり、放置しておく、事業完了時において申請時と同様に、専決権の逸脱、濫用により十分な検証、精査がされないまま、助成金の確定決裁がなされ、蒲郡市（以下「市」という。）に損害を与えることが予測される。

よって、市長に対し、次の措置を求める。

#### (2) 措置請求の内容

ア 市長に対し、協会への詳細な事業計画書・収支予算書の再提出を求めること及び市観光商工課にその再審査を命ずることを求める。

イ 市長に対し、市産業環境部長の懲戒処分（注意）を求める。

ウ 市長に対し、助成金の前払いを禁止することを求める。

### 4 請求の要件審査

本件請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認めた。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

#### (1) 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

市が交付決定し、一部交付した助成金が、裁量権の逸脱又は濫用による違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。

#### (2) 監査対象外の判断

法242条第1項に規定する監査対象事項の範囲は、財務会計上の行為に限られるとされている。したがって、職員の懲戒処分は住民監査請求の対象とはならないことから、監査の対象外とした。

### 2 監査対象部局

産業環境部観光商工課

#### 関係職員等の調査

本件請求の監査を実施するにあたって、産業環境部観光商工課に対し、平成29年10月4日に課長及び関係職員の出席を求めたほか、弁明書及び証拠書類並びに資料の提出を求め、調査を行った。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成29年9月19日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対して、新たな証拠が提出され、請求内容の補足説明がなされた。

## 第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

#### (結論)

本件請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下に、その理由について述べる。

## 1 事実関係の確認

監査の結果、次の事項について確認した。

### (1) 蒲郡市補助金等交付規則について

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添え、市長に対し、その定める時期までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例及び規則並びに予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき、所要の修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(交付)

第16条 補助金等の交付は、第14条の規定により補助金等の交付の金額が確定した後これをを行うものとする。

2 補助事業者が、補助金等の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)することができる。

### (2) 蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱について

(趣旨)

第1条 この要綱は、協会が管理する竹島駐車場の前年度使用料収入の一部を助成金として交付することにより、観光施設の美化活動を推進し、良好な観光施設の維持管理に寄与するとともに、協会の運営を通して観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ることを目的とし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則(昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業及び助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、第1条の目的を達成するために必要な協会の運営事業その他事業とし、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業の実施に必要な経費のうち助成金の交付の対象として市長が認める経費とする。

2 助成事業に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、助成金の交付の対象としない。

- (1) 交際費及び慶弔費
- (2) 政治活動又は宗教活動に関わる経費
- (3) 蒲郡市観光協会に支出している会費及び負担金
- (4) 市への金銭的な寄附
- (5) 積立金
- (6) 市が別に委託する管理委託業務に係る経費
- (7) その他市長が助成することが適当でないと認める経費

(助成金の交付申請)

第6条 助成団体は、助成金の交付を申請しようとするときは蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市竹島地区観光地域振興事業計画書(第2号様式)
- (2) 蒲郡市竹島地区観光地域振興事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 助成団体の定款又は規約
- (4) 助成団体の役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 助成事業の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたものについて、速やかに助成金の交付決定をしなければならない。

2 前項において、助成金の交付決定をしたときは、速やかに前条の申請をした助成団体に対して蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付決定通知書(第4号様式)により、助成金の交付決定を通知しなければならない。

(助成金の交付)

第14条 助成金は、前条の規定による助成金の額が確定した後に支払うものとする。

2 助成団体が、交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を概算払することができる。

(3) 助成金の交付決定について

- ア 交付申請日 平成29年4月1日
- イ 交付申請者及び交付先 蒲郡観光協会
- ウ 交付申請書の收受日及び交付決定日 平成29年4月3日
- エ 交付申請額及び交付決定額 6,231,000円
- オ 支出負担行為決議書の起案日及び決裁日 平成29年4月3日
- カ 支出負担行為額 6,231,000円

(4) 助成金の交付について

- ア 請求日 平成29年5月23日
- イ 請求者及び支払先 蒲郡観光協会
- ウ 支出命令書の起案日及び決裁日 平成29年5月23日
- エ 請求額及び支出命令額（支払額） 3,000,000円
- オ 支払日 平成29年6月6日

2 請求人の主張と監査対象部局（産業環境部観光商工課）の説明

(1) 助成金の交付決定について

請求人は、助成金の交付決定は、不備な事業計画、収支予算書に基づいており、規則に反し、合理的理由がないにもかかわらず、緊急案件として即日、決裁がなされ、専決権の範囲逸脱又は濫用であると主張している。

これに対し、観光商工課は、助成金の交付決定は、規則及び蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、交付申請書の内容を審査の上、適正に実施しており、専決権の範囲逸脱又は濫用の事実はなく、蒲郡市決裁規定（以下「決裁規定」という。）に則り、権限が属する事務処理を行っている」と説明している。

(2) 助成金の交付について

請求人は、助成金の交付について、前払いが必要とされる理由、その用途の提示がされていない状態で支出されることは適正ではないと主張している。

これに対し、観光商工課は、助成金の一部交付については、助成対象団体である協会の年間を通じた協会運営による観光振興の推進、地域の活性化等を円滑に実施する上で、事業に着手するための経費が必要であると判断し、要綱第14条第2項の規定に基づき、執行したものである」と説明している。

### 3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、監査対象部局の弁明書及び説明並びに関係資料の調査等を総合して、以下判断について述べる。

#### (1) 助成金の交付決定について

法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは、裁量権の逸脱又は濫用があった場合であり（平成25年3月28日最高裁判決）、それが不当となるのは、裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合であると解するのが相当である。

地方公共団体における補助金の交付決定は裁量的行為であり、例えば、受給者に特別の利益を供与するため、当該受給者に対する交付額を恣意的に増額した場合は裁量権の逸脱又は濫用として、違法に該当し、これに対し、行政内部の支給基準の運用を誤って、交付額を結果的に増額してしまったような場合は、裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使として、不当となるものと解される。

これを本件についてみると、交付決定に至る手続きについて、規則及び要綱に基づき、適正に事務処理が行われており、協会に特別な利益を供与するための恣意的な行為や規則及び要綱についての運用誤りも明白には認められず、専決権の行使においても、決裁規定に則り、専決権者が定例的な事務に関する事項として、権限の範囲内で専決処理を行ったものにすぎないことから、妥当なものといえる。

したがって、助成金の交付決定について、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえず、また、裁量権の不合理な行使があるとはいえない。

#### (2) 助成金の交付について

助成金の交付については、規則において、「補助事業者が、補助金等の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡（概算払又は前金払）することができる。」と規定され、また、要綱においても、「助成団体が、交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を概算払することができる。」と規定されており、事業完了前の支出が制度として認められている。

本件においても、助成金の一部交付に至る手続きについて、規則及び要綱に基づき、あるいは決裁規定に則り、適正に事務処理が行われており、また、要綱第1条及び第3条の規定においても、交付の目的については、「協会の運営を通して観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ること」、対象事業については、「助成金の交付の対象となる事業は、第1条の目的を達成するために必要な協会の運営事業その他の事業」とされているところであるから、助成金の一部交付について、助成対象団体である協会の年間を通じた協会運営による観光振興の推進、地域の活性化等を円滑に実施する上で、事業に着手するための経費が必要であるとする市の判断は、妥当なものである。

よって、助成金の交付について、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえず、また、裁量権の不合理な行使があるとはいえない。

以上のとおり、市が交付決定し、一部交付した助成金が、裁量権の逸脱又は濫用による違法又は不当な公金の支出にあたることは認められないことから、本件請求には理由がないものと判断した。

#### 付 記

本件請求について、監査委員の判断は以上のとおりであるが、助成金の交付にあたっては、市民の疑念を招くことのないよう、法、規則等の関係法令の規定に則り、適正な事務執行を行うとともに、交付目的や事業内容について、確認、審査等が十分できるよう、事務手続きの透明性の確保を図ることを望むものである。